

6. 12. 17
3292

事務理事
労働課長

内務大臣 安達謙藏 殿
労働局長 官 殿

労務第五〇九八号

昭和六年十一月二十五日

警視總監 高橋 守雄

因本署接獲所請労働争議解決ノ件 (六一)

要旨本月廿三日補停業ノ請停ニ依リ解決セリ

標記製作所ノ労働争議ニ關シテハ既報ノ通ナルカ本月十四日本
 府調停課ニ於テ労働双方左ノ量書ヲ交換シ漸ク解決セリ

覽 書

今回因本署接獲製作所ノ被量書ト、用ニ於ケル紛争ハ双方協議